

34. 地域福祉実践における自己決定支援の研究

- 西 定春 (社会福祉法人 すばる福祉会 理事長 社会福祉士)
後藤明湖 (社会福祉法人 すばる福祉会 職員 社会福祉士)
岡部健一郎 (社会福祉法人 すばる福祉会 職員 社会福祉士)

1. 研究の目的

知的・精神にハンディがある人は、自分の願いや希望を自分の言葉として、他の人に伝えることが難しく、家族の中や利用している施設において、また、パーソナルアシスタンスに利用している移動支援サービスにおいても、必ずしも、自分の願いや希望を実現できているとは言えない状況にある。

しかしながら、知的・精神にハンディがある人が、自分の願いや希望を持たないというものではない。人は生きていく限り、自分の願いや希望を心の中に持っているものであり、その実現に向けて努力している存在である。そして、知的・精神にハンディがある人のすべてが、自分の願いや希望の表出が困難というものでもない。人によっては、率直に自分の願いや希望を率直に他の人に伝えている。

自分の願いや希望を表出できるかどうかは、育ってきた家庭・地域環境や所属してきた学校・福祉施設の在り方、つまり社会環境によって、自分の願いや希望を表出させることができる人格を得たかどうかということである。

このことは、福祉サービスを提供している側にとっても大きな課題といえる。支援・援助をする側の努力が、福祉サービスを利用する知的・精神にハンディがある人に効果的なものであるかどうかということ、支援・援助する側の存在意義にかかわるものである。

私たちは、日々、福祉現場で知的・精神にハンディがある人の支援・援助にあたっている。それは、一重にサービスの受け手である知的・精神にハンディがある人の自己実現に寄与できるようにということを願ってのことである。

本研究は、知的・精神にハンディがある人が、自分の願いや希望を自分の意思としてまとめ、率直に表出し、その実現を目指すことができるには、どのような支援・援助が必要であるのかを探ることが目的である。

2. 研究の方法

本研究は、まず、私たちの職場を利用する人たちの週末の過ごし方の調査から始めた。週末の生活において、本人の意思がどの程度生活かされているかを知り、その上に立って、日本における現制度を検討する。そして、当事者が意思を形成し、表出することの考察をし、さらに、そのためにはどのような手法があるかを探り、私たちの考えるところの、最も優れた手立てを検討するところであった。この研究を有効で、意義あるものにするため、私たちが知り得た助言者の意見を参考にした。

3. 倫理的配慮

本研究は、すばる福祉会のスタッフミーティングにおいて諮られ、この研究への利用者の協力は任意であり、調査により得られたデータは、学術研究と当法人のケースカンファレンス以外に使用しないこと、また、調査結果を公表する際には、個人が特定できないようにすることを約した。さらに、当法人理事会とすばる福祉会家族会においても、同様に約した。

4. 調査の目的と集計

本調査は、知的・精神にハンディがある人35人の日曜日の過ごし方を、起床時から就寝時までを聞き取ったものである。調査項目の中から、その日曜日に①外出したか、その外出はどのようなものであったか。②朝食は誰が作ったか。③昼食は誰が作ったか。であり、調査の意義は、自分の意思によって一日を過ごすことが可能に日曜において、どの程度、自分の意思を抱き、表出し、生活に表わしているかを知るためのものである。

この集計についてここに掲げる。

表1 当法人利用者の日曜日の過ごし方-日曜日に外出をしたか

| | |
|---------------|-----|
| ほぼ一日家にいた | 16人 |
| 自分で目的のある外出をした | 5人 |
| 家族とショッピングに行った | 2人 |
| ホーム職員と外出した | 12人 |

表2 当法人利用者の日曜日の過ごし方-日曜日の朝食は誰が作ったか

| | |
|---------------------|-----|
| 自分で用意して食べた | 17人 |
| 家族・ホーム職員が用意したものを食べた | 14人 |
| レストランのモーニングサービス | 1人 |
| 食べなかった | 3人 |

表1 当法人利用者の日曜日の過ごし方-日曜日の昼食は誰が作ったか

| | |
|---------------------|-----|
| 自分で用意して食べた | 6人 |
| 家族・ホーム職員が用意したものを食べた | 27人 |
| レストラン | 1人 |
| 食べなかった | 1人 |

5. 調査内容の検討

本調査により、本人の意思をもって日曜日に外出した人は5人しかいなかった。自宅の中でもっていた人は16人いた。ホーム職員と共に外出した人は、12人であるが、この中には本人の意思で持って行先きを決めた人もいる。

朝食は、多くの人がありあわせのものを自分で食べているということである。昼食は、家族・職員が用意したものを食べている。朝食・昼食をとっていない人がいた。いずれも家族と同居している人である。

この調査からわかったことは、当法人の福祉サービスを受けている人は、日曜日を無為に過ごしている人が多いということになる。休日であるから、必ずしも外出しなくともよいのであるが、結局、休日は願いや希望の発露もなく過ごしている人が多いといえる。

私たちは、この調査の内容からも、当法人が福祉サービスを提供している多く人は、自分の余暇を過ごすための意思を形成し、その願い・訴えを家族や介護者に伝えることができず、週末を自宅で漫然と過ごしていることが多いことをあらためて知った。

35名の内1人は亡くなった両親が住んでいた家を売却した資金があり後見人が管理している。その他の人は、20人が家族と同一生計であり、14人は生活保護受給者および基礎年金のみでの生計である。余暇を自分の意思でもって充実したことに費やすためには、それなりのこづかいと、移動支援のヘルパーが必要となる。

その中で、日曜日は必ず大阪に一人出かけて、デパートでウインドショッピングして、ハンバーガーを食べてくる人がいる。この人にとってこの行動は日曜日のルーチンであり、これを生活の一番の楽しみとしている。この行動は自分の意思で他の助けを得ずにできる。日曜日を彼ほど自分なりに満足して時間を費やしている人は他に居ない。しかし、彼のような行動を他の人がしたいと思っているものでもないし、慣れのパターン化した行動が、人としてすばらしい生活行動と云えるものでもない。また、彼の最大の喜びであるこの行動は尊重するべきだが、彼の人生にとってのベストインタレストを彼と共に考えるべきあるとも思う。

自己決定支援は余暇活動における課題だけではない。日常の生活、日中活動における労働の取組みにおいても、自己決定支援があって当然である。

私たちは調査結果を踏まえて、自己決定支援を当事者の自己実現につなげていくために、日本における制度を検証したうえで、知的・精神にハンディがある人の人生を支えるためには、どのような形で自己決定支援がなされるべきかを研究することにした。

6. 日本における障害者福祉サービス制度と後見制度の検証

2000年以降、障害者福祉制度はめまぐるしい変遷があった。福祉サービスのメニューは全容を把握することが困難なぐらいに多彩なものとなった。

しかし、現福祉サービスの基本は介護と就労である。社会福祉の本来の中心はケースワークにある。その人なりの自分らしい人生を支えることであり、本人の意思において生活をするための支援が社会福祉制度の基本でなければならないと考える。しかしながら、今日の福祉サービスの大きな部分は、ハンディがある人も労働力としてあるべきだということを中心になっているきらいがある。そのため、就労移行支援サービスに成功報酬が盛り込まれている。労働の喜びをすべての人が共有することは社会においてたいせつなことである。ただ、今日の法制度の中で当事者の意思決定支援に基づくことが求められているが、福祉サービス体系の中では、当事者の自己決定を促す支援のあり方が言葉だけで止まっていると言わざるを得ない。

本来、当事者の自己決定支援が、もっとも活かされるべき福祉サービスとして、相談支

援サービスがあるが、実際の相談支援の実情は、福祉サービス需給のための手続き支援に終わっているといえる。

日本におけるハンディがある人たちの権利擁護の制度として、成年後見制度があるが、この制度はすでに、世界各国の権利擁護団体や当事者団体から批判を受けている通り、制度として決して権利擁護と云えるものではない。冷静に見て、当事者の法的能力を制限する権利制限制度としてある。この制度から早急に、ハンディがある人たちすべての法的能力と権利能力の確立した制度に改めなければ、国連障害者権利条約の検証作業の中で、日本政府はきびしい指摘にさらされることになるであろう。

紙幅の都合により、私たちが経験した具体的な事例による成年後見制度の問題点の指摘はここに掲げないが、2007年から2014年までに、私たちが支援する3人の人たちが、後見人の権限行使により不当に本人の意思を踏みにじられたことを記しておく。

7. 自己決定支援の手法の検討

「自己決定支援」「意思決定支援」といっても、当事者の意思を尊重し、自己決定を支援する方法については、社会福祉の現場において確立されていない。

そこで、私たちは本研究活動を「自己決定支援」「意思決定支援」のための手法の研究と当法人における福祉サービス利用者に対しての自己決定を促すための実践研究に絞って行うことにした。

私たちは、日々に利用者と接しているなかで、基本的に、「すべての人は意思を持っている」。そして、「重いハンディがある人も自分の願いや希望を何らかの形で表出することができる」という確信を持っている。

ただ、その当事者の意思をくみ取り、それをまとめ、実際に実現するには、どのような手立てが必要であるかが体得できていない。

私たちは、池原毅和弁護士が中心になって、日本に広めようとしている FGC(Family Group Conference)を知った。池原弁護士に詳しい内容を教授していただき、これを支援会議に応用していくことを考えた。

また、水島俊彦弁護士により、SDM(Supported Decision Making)という手法が、南オーストラリア州において実施されていることを伝えられ、その手法の詳しいあり方について教授をいただくことができた。お二人は法律家であるが、ハンディがある人の自己決定のあり方を深く研究されている。これは、日本の成年後見制度が当事者の権利を奪っている現実からのパラダイムシフトを目指しているものである。

私たちは、実践として当事者の自己表現を促す活動にも取り組んだ、制度としての福祉サービスの課外活動として学習活動を行いこととした。その中で、ハンディがあ





る人たち自身が、自らの過去・現在をふりかえり、未来に向けての願いと希望をまとめるものである。この活動において、当事者たちは真剣に過去を見つめ将来のことを考えた。みんなの顔が輝いた。そして、積極的に発言を求め、自分の願いをアピールする意欲を持った。さらに、支援する職員も心から輝いた。Wish を表現することは、これほどに意欲を持たせるものであるかを知った。

8. 考察と結論

私たちは、当事者の生活の実態を踏まえ、いかにすれば、当事者が積極的に自らの願いと希望を表出することができ、そして、その Wish をどのように実現する手法が適しているかを研究した。もちろん制度の壁がある。岡部教授の助言により、福祉サービスにおいて、パーソナルアシスタンスが実現する必要を感じた。それによる支援された意思決定において、表出された当事者の Wish の実現のために SDM 手法は有効であると考えた。また、適切な環境の中での能力の向上にむけて意欲を支援する必要も感じる事ができた。

文献

成年後見制度のグランドデザイン 菅 富美枝 法政大学出版会

イギリス成年後見制度にみる自律支援の法理 菅 富美枝 ミネルヴァ書房

障害者権利条約と日本 展望と課題 長瀬 修 川島 聡 他 明石書店

助言者

岡部耕典 早稲田大学文化構想学部現代人間論系教授

池原毅和 東京アドヴォカシー法律事務所 代表弁護士

水島俊彦 東京法テラス法律事務所 弁護士

税所真也 東京大学大学院人文社会系研究科社会学研究室

謝辞 この研究に与えられた大同生命厚生事業団の助成に感謝します。

経費使途明細

| 品名 | 金額 |
|---------------|----------|
| 文献購入費 | 13,497円 |
| 教材購入費 | 56,500円 |
| 会議費 | 22,480円 |
| 報償謝礼費(助言者) | 100,000円 |
| 交通費(JR 西宮—東京) | 263,880円 |
| 通信費(切手・宅配便) | 21,870円 |
| 印刷費・消耗品費() | 33,674円 |
| 合計 | 511,901円 |